



金融取引法研究会 Report⑤

金融取引法研究会

相続法改正——遺言執行者の権限の 明確化等

本研究会では、金融取引法を中心に、金融機関と関連する法律について研究を行っており、現在は複数回にわたって相続法改正に関する議論を重ねている。今回は、その第5回目であり、遺言執行者の権限に関する規律の改正を取り上げ、考えられる銀行実務への影響等につき議論を行った。本稿ではその概要をまとめて報告する。

なお、本研究会の構成メンバーはそれぞれ組織等に所属しており、研究会の報告においては実務の経験に基づく記載や意見にわたる記載があるが、それらはすべて個人的見解に基づくものであり、所属する組織等とは関係のないものであることをお断りしておく。

一 遺言執行者の一般的な権限等

1 規律の内容

【部会資料24—1第3 4(1)】

ア 民法第1012条の規律を次のように改めるものとする。

遺言執行者は、遺言の内容を実現するために、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

イ 民法第1015条の規律を次のように改めるものとする。

遺言執行者がその権限内において遺言の執行のためにした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。

ウ 遺言執行者の通知について、次のような規律を設けるものとする。

する。

遺言執行者は、その任務を開始したときは遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。

2 改正の趣旨

(1) 遺言執行者の権利義務等

中間試案の補足説明においては、この点に係る見直しの必要性について、大要次のような指摘がされている。

遺言の適正かつ迅速な執行の実現を可能とするとの遺言執行者制度の趣旨に照らすと、遺言者の意思と相続人の利益とが対立する場面でも、遺言執行者としてはあくまでも遺言者の意思を実現するために職務を行えば足りるものと考えられる。もつ

移住・雇用促進プラットフォーム「あのこの愛媛」の概要と今後の展開

1



伊予銀行 地域創生部 課長代理
いよぎん地域経済研究センター 主任研究員

谷岡 桂樹
新藤 博之

はじめに

今般、愛媛県内をフィールドとする移住・雇用創出プラットフォームを構築するため、HRソリューションズ株式会社、株式会社野村総合研究所、伊予銀行、株式会社いよぎん地域経済研究センターおよび愛媛県の5者によるコンソーシアムで共同提案した「官民連携とIoT活用による、愛媛県移住・地域雇用創出同時促進事業」が、総務省の「平成29年度予算 IoTサービス創出支援事業」に採択されました（応募件数125件のうち、採択件数9件）。

事業採択の背景

愛媛県内の有効求人倍率は1・59倍（2017年10月）とバブル期を超える過去最高水準で推移しています。愛媛県の産業構造は、一次産業、製造業、サービス業とバランスが取れているのが特徴ですが、県内の中小企業の多くは深刻な人手不足に直面しています。愛媛労働局が発表する時系列データでもこ

数年間の求人件数は着実に増加していますが、求職者数は横ばいまたは減少傾向にありま
す。一方で、愛媛県での就職ニ
ーズは決して少ないわけではあ
りません。HRソリューションズ
の分析によると、インターネ
ット上の検索サイト（グーグル
およびヤフー）における愛媛県
関係の求人ワード検索回数は、
年間93万回を超えており、これ
らの検索の87%はスマートフォ
ンによって行われています。ま
た、携帯電話などの通信情報・
位置情報による分析結果をみる
と、検索をした人の約2割は県
外からであり、UJ1ター層
も愛媛県の求人情報をネット
で探している状況となっています
（【図表1】参照）。

求職者がスマートフォンで求
人を探すのが一般化しているこ
とから、県内・県外の求職者へ
適時・適切な求人情報を提供す
ることや、官民それぞれが保有
している求人・移住支援情報、
住まい・暮らしの情報などの統
合と利便性向上、求人内容や雇
用者ニーズの可視化などが課題
となつていきます。
こうした背景があるなか、1
20万件的求人票をはじめ全国
の採用・雇用データをもつHR
ソリューションズ、官民両セク
ターでの豊富な実績をもつ野村
総合研究所、愛媛県、県ならび
に県内全市町と連携協定を結ん
でいる伊予銀行、および関連会
社のシンクタンクであるいよぎ
ん地域経済研究センターの「産
官金」が連携してコンソーシア
ムを設立しました。このコンソ
ーシアムによって愛媛県内をフ
ィールドとする移住・雇用創出
プラットフォーム「あのこの愛
媛」(あのまちこのまち愛媛)を
構築し、人手不足に悩む県内企
業と潜在労働力や移住希望者な
どを結び付け、雇用創出による
地域経済の活性化を目指してい
ます（【図表2】参照）。

「あのこの愛媛」の概要

「あのこの愛媛」は、県内の
潜在労働力（主婦・シニア・外
国人など）および県外からの移
住希望者と県内事業者とのマッ
チングを促進させる雇用・移住

コンサルティング事例で解説

成長する企業に学ぶ「経営の仕組み」とアドバイスのポイント

第1回 成長する企業の全社共通の経営の仕組み



中小企業診断士・社会保険労務士

宮内 健次

みやうち・けんじ ●千葉銀行に入社後、ちばぎん総合研究所で部長等歴任、現在は公益財団法人千葉県産業振興センターで企業の経営相談に携わる。著書として『A4一枚から作成できる・P D C Aで達成できる経営計画の作り方・進め方』（日本実業出版社）など。

企業の中には、毎年順調に業績を伸ばしている先もあれば、思うように業績を伸ばせず停滞を続けていたり、場合によっては経営危機に陥ったりする先もあります。この差というのは、いったいどこから生まれるのでしょうか。

この差は、実は「経営の仕組み」にあります。成長する企業はこの経営の仕組みを基に成長しています。一方、伸び悩む企業はそういった仕組みがありません。

本連載では、こうした成長する企業の「経営の仕組み」を学ぶとともに、伸び悩む企業へのコンサルティングに際して、アドバイスのポイントを解説していきます。

第1回は、「成長する企業の全社共通の経営の仕組み」について取り上げます。

経営計画の仕組み

成長する企業

経営計画がしっかりと策定さ

れています。そもそも経営計画とは、経営ビジョンが示され、これを達成するための計画の策定が行われることを指します。

より具体的に言うと、経営計画において会社の経営ビジョンを示し、その経営ビジョンを実現するための具体的な施策とその施策を実行していく行動計画を作成することです。そして、毎月、その行動計画を実行していくこととなります。私が提唱している経営計画は、「A4用紙1枚の中で12の計画のテーマに回答する形式」です（詳細については、拙稿「経営計画策定支援の実務」（本誌連載808～814号）を参照）。この方式ですと、計画全体が俯瞰できることに加え、作成の時間も短縮できます（【図表1】参照）。

なお、経営計画は、経営会議などを通じて毎月、進捗状況を管理します。計画どおりに進んでいないのであれば、改善していくようにします。

〈経営計画を作成するメリット〉